

①持続化給付金

新型コロナウイルスで売上に影響を受けた中小・個人事業者への給付金です。
(売上前年同月比50%減が対象です)

 

②雇用調整助成金

手続きや支給要件が緩和傾向で、今後も変更する可能性があります。

 

③京都府休業要請対象事業者支援給付金

緊急事態措置の令和2年4月17日～25日までに短縮・休業を開始して、5月6日まで連続して要請等に応じ実施した者への給付金です。

 

④労働保険

今年度の労働保険の年度更新期間について、従来の6月1日～7月10日から期限が8月31日に延長されています。

 

⑤民間金融機関の実質無利子融資

制度融資を活用して、民間金融機関も4,000万円（6月中旬に増額）を上限に実質金利・保証料ゼロが適用されます。

 

⑥感染リスクを低減させる高機能換気設備等の導入補助金

不特定多数の人が集まる飲食店等の業務用施設に対して、換気設備をはじめとする高効率機器等の導入を支援します。

 